

評価指標一覧

施策の柱	指標	現状	目標
1 多文化共生意識の定着	地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	4 市町 (2020 年)	19 市町 (2025 年)
2 コミュニケーションの支援	SNS等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数	455 件 (2020 年)	500 件 (毎年度)
3 危機管理体制の強化	外国人向けに早期避難に必要な情報を提供している市町の数	30 市町 (2020 年)	全市町 (2025 年)
	外国人を雇用する企業等と連携した防災出前講座の開催回数	— (2020 年)	10 回 (毎年度)
4 生活支援の充実	かめりあによる出張相談会・専門家による相談会の開催回数	9 回 (2020 年)	9 回 (毎年度)
	県の電話医療通訳事業により外国人患者受入環境を整備した救命救急センター設置病院の割合	27.3% (2020 年)	100% (2025 年)
5 外国人の子どもの教育環境の整備	外国人児童生徒等に対して必要な支援が実現できている学校の割合	小 90.6% 中 91.3% 高 89.5% (2020 年)	100% (毎年度)
	就学状況等調査・就学案内実施市町数	全市町 (2020 年)	全市町 (毎年度)
6 社会参画の促進	外国人県民からの意見を聴取する場を設けている、市町の数	11 市町 (2020 年)	19 市町 (2025 年)
7 働きやすい環境の整備	工科短期大学校等の定住外国人向け職業訓練受講者数	58 人 (2020 年)	100 人 (2025 年)
	ふじのくに地域・大学コンソーシアム事業への参加留学生数	378 人 (2020 年)	500 人 (2025 年)

第5章 計画推進体制

1 計画の進め方（推進体制）

多文化共生を着実に推進していくためには、関係主体がそれぞれの役割を踏まえ、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となります。

▶庁内体制の整備

多文化共生施策を総合的・計画的に推進するために、静岡県多文化共生推進本部に設置したプロジェクトチームにより、部局横断的に施策を推進していきます。

▶市町との連携

県内全市町との多文化共生施策に関する意見交換や協議の場を随時設定し、情報の共有化や連携を図っていきます。

▶他県との連携

群馬県・長野県・愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・滋賀県・名古屋市の7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」において、情報共有化や広域的施策展開を図り、課題解決に取り組むとともに、各省庁との情報交換や提案等を行っていきます。

▶関係機関との連携

経済団体や県内企業等との連携・協力の上、計画推進の実効性を高めていきます。



2 多文化共生推進に携わるそれぞれの役割

多文化共生施策を推進するためには、県や市町などの行政だけでなく、地域、県民、国際交流団体、NPO、ボランティア団体、企業など多様な関係主体が積極的にそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。

(1) 国

出入国在留管理庁を中心とした関係省庁の緊密な連携の下、共生社会の実現を図る外国人施策を着実に実施することや、地方公共団体が取り組む多文化共生施策に対して、十分な財政措置をはじめとする総合的サポートを行うことが望まれます。また、中長期的な外国人受入方針の策定も求められます。

(2) 県

県は、本計画の実現に向けて、市町を包括する広域の地方自治体として、市町の境界を越えた広域的な課題への対応、市町レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、様々な関係主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

県教育委員会は、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

県警察本部は、外国人県民を含むすべての県民の安全・安心な暮らしを守るための環境づくりを推進します。

(3) 市町

市町は、外国人県民を含むすべての県民にとって最も身近な基礎的自治体として多くの行政サービスを担当・提供しており、重要な推進主体と考えられます。

市町には、地域の現状を踏まえつつ、国際交流協会等と連携・協力して、外国人県民の自立に向けて直接的に支援を行う主体としての積極的な取組が求められます。教育、住宅、福祉など日常生活に関する行政サービスを向上させるとともに、提供する行政サービスや税金の納付など履行義務などの情報を多言語で提供する必要があります。一方、地域における日本人県民に対しても、意識啓発等の取組を推進していく必要があります。

(4) 県や市町の国際交流協会

国際交流協会は、県や市町と連携して、外国人県民に対する相談事業、多言語情報の収集・提供、ボランティア団体等への活動支援、多文化共生の啓発活動、外国人県民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえた取組の推進や、様々な多文化共生活動を推進する関係主体間のネットワーク構築を図ることが期待されます。

県国際交流協会は、市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネート機能を強化し、県民やNPO、ボランティア団体などが活動を行いやすい環境整備に努め、地域における民間活動の中核的な役割を担うことが期待されます。

(5) NPO、ボランティア団体など

さまざまな交流事業や外国人支援など多文化共生推進の取組を行うNPOやボランティア団体は、ノウハウや情報、ネットワークを有しています。

各団体の特色を生かしながら、地域のニーズを的確に把握した取組や行政機関が対応しきれない部分に対して、外国人県民の地域活動への積極的な参加促進を図りながら、多様な活動を展開していくことが期待されます。

(6) 地域、県民

地域づくりの主役は外国人県民及び日本人県民であり、県民一人ひとりが、それぞれの異なる文化や習慣、価値観を相互に理解、尊重するとともに、地域における様々な活動に、主体的、積極的に参加し、「顔の見える関係」を作ることが期待されます。

外国人県民は、地域で自立して日本人県民と共生していくために、日本語の習得が不可欠です。また、日本の文化や生活習慣に関する理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守する必要があります。自らが地域社会の構成員であるとの意識を持ち、地域住民間の交流や地域での活動に積極的に参加することが求められます。

日本人県民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民を地域の一員として認めるとともに、積極的に外国人県民との交流を深めることが求められます。

自治会・町内会は、地域づくりにおける基礎的な団体であり、外国人県民と日本人県民との接点となる場であることから、外国人県民の加入を促進するとともに、祭りや運動会など地域の行事への参加を促進し、多文化共生の基礎づくりを行うことが期待されます。

(7) 企業

地域経済の活性化と競争力強化のためにも、外国人県民を日本人県民と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、その能力に応じて雇用し、育成していくことが求められます。また、外国人労働者を雇用している企業は、外国人県民の経済的な活動の場を提供するだけでなく、仕事を通じた人間関係を育む場としても重要な役割を担っています。

外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者の人権を尊重し、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法令を遵守するとともに、雇用慣行に関する知識の習得、文化ギャップの克服や日本語教育の機会の提供、「やさしい日本

語」や多言語によるコミュニケーション支援が求められます。

地域社会との共生を図る観点からも、外国人労働者の生活環境の改善、外国人労働者の家族の生活や子どもの教育に関する支援も期待されています。外国人労働者を雇用している企業としての社会的責任を認識し、多文化共生にかかる取組への連携・協働が求められます。

(8) 教育機関

小学校、中学校、高等学校等は、外国人児童生徒等が日本語や教科などを学習する重要な役割を担う場所です。日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒等に対して日本語教育を行うことや学習支援、適切な進路指導が求められます。また、学校行事や先生との面接、PTA活動などで、外国人県民と日本人県民が会う場も多く、多文化共生意識の定着を図る場としても期待されます。

大学では、実態調査や政策立案などにおいて、行政、NPO、ボランティア団体などへの支援、多文化共生の啓発、学生や留学生による外国人県民への支援活動など、教育研究の成果を活かしての地域貢献が期待されます。

また、日本語能力に優れ日本社会の理解も高い留学生は、卒業後も地域や企業で活躍する可能性があることから、県内で住み続けることが期待されます。